

記 録

令和 6 年 9 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 6 年 9 月 2 7 日（金）

記 録

令和6年9月農業委員会定例総会議事録

令和6年9月農業委員会定例総会を令和6年9月27日（金）午後3時から
日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（13名）

1番	股 野 満 男	2番	細 川 豪 邦
3番	甲 斐 英 教	4番	前 川 ふ じ 子
5番	平 野 直 樹	6番	山 本 孝 志
8番	鈴 野 浅 夫	9番	治 田 健
10番	松 木 親 則	11番	山 本 恵 子
12番	黒 木 耕 作	13番	池 田 慶 子
14番	新 名 浩		

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（15名）

16番	黒 木 義 行	17番	橋 口 泉
18番	菊 田 泰 徳	19番	佐 藤 力
20番	田 代 百 合 子	21番	河 野 美 紀
22番	黒 木 博	23番	海 野 茂 実
24番	伊 東 松 実	25番	溝 口 一 文
26番	黒 木 藤 市	27番	黒 木 敬 治
28番	黒 木 豊 喜	29番	山 口 佐知男
30番	児 玉 克 朗		

欠席委員（1名）

7番 海 野 善 文

事務局出席者

事務局 長	北 住 英 介	事務局 長 補 佐	柏 田 高 宏
主 任 主 事	井 本 彩	主 事	赤 木 な な 実

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

5 番 平 野 直 樹

6 番 山 本 孝 志

日程第2

- | | |
|--------|--|
| 議案第51号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第52号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第53号 | 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請について |
| 議案第54号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第55号 | 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について |
| 議案第56号 | 非農地証明願いについて |
| | |
| 報告第41号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について |
| 報告第42号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について |
| 報告第43号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 報告第44号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 報告第45号 | 取下書について |
| 報告第46号 | 農地転用許可申請後の許可状況報告について |

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

5 番

6 番

記 録

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 ただ今から、令和 6 年日向市農業委員会 9 月定例総会を開会します。
日程第 1 議事録署名委員については、5 番平野直樹委員 6 番山本孝志委員
を指名します。よろしくお願いします。
次に、日程第 2 議案審議に入ります。
議案第 5 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。
ここで休憩します。

事務局長 議案第 5 1 号番号 2 7 は、委員案件となっております。2 2 番黒木博委員
は、御退室をお願いします。

議長 再開します。
議案第 5 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について番号 2 7 を
議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 2 7、土地の所在は美々津町、田が 1 筆で 7 1 9 m²です。譲受理
由、譲渡理由ともに贈与による所有権移転です。
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当
いたしません。
以上 1 件、皆さまのご審議をお願いいたします。

議長 番号 2 7 担当の 2 1 番委員から補足があれば説明をお願いします。

2 1 番委員 2 1 番委員です。問題ありません。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見
はございませんか。
ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 5 1 号番号 2 7 について
は許可することに決定します。
ここで休憩します。

事務局長 2 2 番黒木博委員は、御入室をお願いします。

議長 再開します。
議案第 5 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について番号 2 8 から
番号 2 9 までを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 2 8、土地の所在地は東郷町山陰、畑が 1 筆で 1 2 9 m²です。譲受
理由は規模拡大、譲渡理由は農業廃止で売買による所有権移転です。
所有権移転後は花きを栽培されると伺っています。
受付番号 2 9、土地の所在地は美々津町、田が 1 筆で 9 8 7 m²です。譲受理
由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望で、売買による所有権移転です。
所有権移転後は米を栽培されると伺っています。
全て農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には

記 録

事務局	該当いたしません。 以上２件、皆さまのご審議をお願いいたします。
議長	番号２８担当の２３番委員から補足があれば説明をお願いします。
２３番委員	２３番委員です。問題ありません。
議長	次に、番号２９担当の２１番委員から補足があれば説明をお願いします。
２１番委員	２１番委員です。問題ありません。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第５１号番号２８、２９については許可することに決定します。 次に、議案第５２号農地法第４条第１項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号６、土地の所在地は日知屋、田が１筆で１９４㎡、畑が４筆で８１８㎡です。転用目的は植林、農家住宅、集会所で、議案書に追認とありますとおり、既に転用済みです。 申請人にお話を伺ったところ、５０年以上前に申請人の祖父等が農地法の申請が必要なことを知らず転用してしまっていたとのことです。 既に転用済みなので新たな費用は発生しないため、一般基準を満たしており、第２種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。 以上１件、皆さまのご審議をお願いいたします。
議長	番号６担当の１６番委員から補足があれば説明をお願いします。
１６番委員	１６番委員です。内容について地元の黒木耕作委員に連絡をとりまして、詳細について確認しました。そのうえで一昨日現地調査に行き、申請人とも話をしましたが、別に問題はないということで確認をしております。以上です。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。 ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第５２号については承認することに決定します。 次に、議案第５３号農地法第５条第１項の規定による事業計画変更申請についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号１、土地の所在地は美々津町、畑が１筆で４６８㎡です。当初転用事業者の息子が住宅を建築する予定でありましたが、諸般の事情により別のと

	ころに住宅を建築したため、計画を断念し、土地代を今後の生活資金に充てることが賢明と判断されたとのことです。承継者の申請理由についてはこのあと、5条許可申請の方でご審議いただきますが、事業計画変更について以上1件、皆さまのご審議をお願いいたします。
議長	事務局から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第53号については承認することに決定します。 次に、議案第54号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号19、20は関連がありますので、併せて説明いたします。土地の所在地は美々津町、畑が2筆で981㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は住宅建築です。生活雑排水は合併浄化槽を設置し、申請地東側側溝へ放流します。資力の証明等も提出されているため一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、代替地も探したようですが見つからなかったことから立地基準も満たしていると考えられます。 受付番号21、土地の所在地は東郷町山陰、畑が1筆で491㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は個人住宅です。生活雑排水は合併浄化槽を設置し、申請地西側側溝へ放流します。資力の証明等も提出されているため一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、代替地も探したようですが見つからなかったことから立地基準も満たしていると考えられます。 受付番号22、土地の所在地は平岩、畑が2筆で222㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は駐車場で、議案書に追認とありますとおり、既に転用済みです。申請人にお話を伺ったところ、平成25年頃から所有者に許可を取って使用していましたが、農地法の許可が必要なことを知らず転用してしまっていたとのことです。すでに転用済みであり、資力の証明等も提出されているため一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。 受付番号23、土地の所在地は美々津町、畑が1筆で468㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は個人住宅です。生活雑排水は合併浄化槽を設置し、申請地東側側溝へ放流します。資力の証明等も提出されているため一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、代替地も探したようですが見つからなかったことから立地基準も満たしていると考えられます。 以上5件、皆さまのご審議をお願いいたします。
議長	番号19、20、23担当の22番委員から補足があれば説明をお願いします。
22番委員	22番委員です。問題ありません。
議長	次に、番号21担当の24番委員から補足があれば説明をお願いします。
24番委員	24番委員です。20日の日に現地確認調査を行いまして、別に問題ないということであります。以上です。
議長	次に、番号22担当の30番委員から補足があれば説明をお願いします。

記 録

30番委員	30番委員です。特に問題ございません。よろしくお願いします。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第54号については承認することに決定します。 次に、議案第55号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号35、土地の所在地は東郷町下三ヶ、田が1筆で1,729㎡です。使用貸借による権利設定で、権利設定期間は令和6年10月1日から令和7年9月30日です。譲受人は主に露地野菜を栽培している法人で、権利設定後は露地野菜を栽培されると伺っています。 以上1件、皆さまのご審議をよろしくお願いします。
事務局	番号35担当の29番委員から補足があれば説明をお願いします。
29番委員	29番委員です。特に問題ありません。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第55号については承認することに決定します。 次に、議案第56号非農地証明願いについてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号16、土地の所在地は幸脇、畑が2筆で267.61㎡です。 申請地は山林、原野となっており、証明内容どおり、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。 以上1件、皆さまのご審議をよろしくお願いします。
議長	番号16担当の27番委員から補足があれば説明をお願いします
27番委員	27番委員です。特に問題ありません。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第56号については、証明

書を交付することに決定します。

以上をもちまして、議案の審議を終了します。

続きまして、報告第41号から46号までについて、事務局長から報告をお願いします。

事務局長

最初に、報告第41号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてです。議案書25ページから27ページまでです。

届出件数は2件、土地は田1筆、畑2筆で面積は1,112㎡です。

転用目的につきましては、住宅建築等であります。

次に、報告第42号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてです。議案書28ページから32ページまでです。32ページは差し替えをお願いしております。

届出件数は6件、土地は田5筆、畑5筆で面積は4,955㎡であります。

転用目的につきましては、住宅建築等であります。

次に、報告第43号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。議案書33ページから36ページまでです。

届出件数は1件、所有権の相続であり、土地は田9筆、畑8筆で面積は6,069㎡であります。

次に、報告第44号農地法第18条第6項の規定による通知についてです。議案書37ページから67ページまでです。

通知件数は76件、賃貸借権の合意解約であり、土地は田92筆、畑26筆で面積は121,203.82㎡であります。

次に、報告第45号取下書についてです。議案書68ページから69ページまでです。

届出件数は1件であり、非農地証明願いについての取下げです。以上、報告第41号から報告第45号までについて、既に事務局で届出を受理し、専決処分していることを御報告いたします。

最後に、報告第46号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。議案書70ページから71ページまでです。令和6年7月の定例総会で可決した農地法第5条申請3件、県知事から許可が下りていることを御報告いたします。以上です。

議長

事務局長からの報告案件について、御質問、御意見はございませんか。

特にないようですので、報告案件を終了します。

以上をもちまして、令和6年9月日向市農業委員会定例総会を閉会します。